

事務連絡 第 2021.02 号
令和 3 年 7 月 13 日

実施事業所 各位

全国卸商業団地企業年金基金

海外帰国人への脱退一時金支給について

外国籍を有する加入者が3年以上加入し、退職された場合には脱退一時金を支給することとなります
が、本国へ帰国後に海外の金融機関へ脱退一時金を支給する際には、次の点について注意が必要です。

【ご注意点】

- a. 住所の記入間違いから、請求書が本人へ届かない。
- b. 金融機関の記入間違いから、送金エラーにより振込みができない。
- c. 通常より送金までの日数を要する。
- d. 送金手数料を負担する。（脱退一時金から控除）

上記のことを勘案し、本国へ帰国する前に脱退一時金を支給することが、本人への確実な支給に結び
つくものと考えます。

つきましては、退職後に本国へ帰国することが決まった場合は、できるだけ早く「資格喪失通知書」
により、退職の届出をお願いいたします。（退職日に到達する前で結構です。）

【脱退一時金支給までの流れ】

1. 退職することが決まった時点で、基金へ「資格喪失通知書」を提出
※「資格喪失通知書」は、日本の住所をご記入いただきます。
(帰国までの時間が少なく、帰国する前に脱退一時金の支給が間に合わない
場合は、日本と海外の両方の住所をご記入いただきます。)
2. 基金から事業所へ「脱退一時金裁定請求書」等を送付
3. 基金へ「脱退一時金裁定請求書」等を提出
提出書類：①脱退一時金裁定請求書、②退職所得の受給に関する申告書、
③生年月日に関する証明書類（住民票等）

3年以上加入され、退職後本国へ帰国される方は、事前に詳細についての確認をさせていただき
たいので、該当された場合には、早急にご連絡くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

< お問合せ先： 03-3560-7017 業務課 >